

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山辺郡山添村広瀬（一部）
- 三 測量の終了年月日 令和四年十二月二十三日